

外為法改正（対内直接投資管理制度の見直し）

- －間接投資規制、非指定業種の投資に対する事後的な対応等
- －届出事項におけるリスク軽減措置の明確化
- －対日外国投資委員会（日本版 CFIUS）の設置

2026.7.3

CISTEC 事務局

本年3月17日、対内直接投資規制に関する、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）の一部を改正する法律案が国会に提出され、衆参の財務金融委員会の法案審議等を経て、6月5日に公布¹された（施行日は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）。

本改正は、昨年5月14日の関税・外国為替等審議会第13回総会において、現行制度の施行状況や最近の経済情勢の変化等を踏まえた対内直接投資審査制度等のあり方について諮問され、同年6月26日より、外国為替等分科会において議論が開始され、本年1月7日に答申²がなされたものを反映したものである。

本改正については、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれがある対内直接投資に対して適切に対応できるよう、対内直接投資審査制度の高度化をはかるものと説明されており、具体的には、以下のような措置を講ずることとされている（財務省ホームページ）。

- 国の安全等を損なうリスクをなくするための措置（リスク軽減措置）を届出すべき事項の明確化。
- 本邦企業の株式等を保有する外国法人等を、別の外国投資家が買収等により支配することを通じ、間接的に本邦企業の株式等を取得する行為について、対内直接投資等として規制対象に追加。
- 典型的に特にリスクの高い非居住者等の支配・影響下において、当該非居住者等のために国内で行われる投資について、事前届出等の対象とする。
- 典型的に特にリスクの高い外国投資家による、事前届出の対象でない投資（非指定業種への投資）に関するリスクへの対応措置を新設する。

¹ 「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」について（財務省サイト 2026年6月5日）

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/20260312152131.html

² 対内直接投資審査制度等のあり方についての答申（2026.1.7 財務省サイト）

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/report/20260106191944.html

CISTEC 解説（外為法における対内直接投資管理制度の見直し（答申））

https://www.cistec.or.jp/service/z_tainai/20260121.pdf

- 対内直接投資等の審査等に当たり、国の安全等の観点から必要な場合に、財務大臣及び事業所管大臣から関係行政機関の長への意見照会を義務付ける。

1. 法改正の具体的な内容

今回の改正におけるポイントは前述のとおりであり、それぞれの内容を具体的に解説する。

① 届出事項におけるリスク軽減措置の明確化等

事前届出の審査の過程で事実関係等の確認を行う中で、外国投資家に対し、国の安全等のリスクを軽減するための措置（主な内容は、外国投資家が外国政府等の影響を受けて投資対象事業の遂行に関与しないことなど、経営関与の方法について確認）として、答申を踏まえて、届出時にリスク軽減措置の内容の届出が必要である旨が明確化され、届出後の投資禁止期間中に当該措置の内容の修正を自発的に行うことができることや、投資禁止期間の満了後に当該措置の内容の変更を行おうとする場合には届出をしなければならない旨が新設等された（導入背景は過去の解説³をご参照）。

なお、答申では、リスク軽減措置の類型や具体例をガイドライン等で示すことにより、外国投資家の予見可能性に配慮した運用を行うことが適当であるとされ、今後、政令等の下位法令を含め、ガイドライン等も示されていくことが予想される。

(イ) リスク軽減措置の届出・修正等

対内直接投資等及び特定取得の届出について、外国投資家は、対内直接投資等が国の安全等を損なう事態を生ずるおそれをなくするための措置（経営への関与の制限等）を講ずる場合、特定取得（外国投資家が国内の非上場の会社の株式又は持分を他の外国投資家からの譲受けにより取得すること）が国の安全を損なう事態を生ずるおそれをなくするための措置を講ずる場合、それぞれ届出をしなければならない（新第 27 条第 1 項第 4 号・新第 28 条第 1 項第 4 号）。

届出した当該措置の内容について、投資禁止期間中に修正しようとするときは当該修正を（自発的に）届け出ることができる（新第 27 条の 3 第 1 項・新第 28 条の 3 第 1 項）。当該届出の審査に必要な期間として、投資禁止期間の最終日が、当該届出の受理日から起算して 14 日を経過する日より前であるときは、当該禁止期間は当該届出の受理日から起算して 14 日を経過する日まで延長される（新第 27 条の 3 第 2 項・新第 28 条の 3 第 2 項）

投資禁止期間の満了後（投資の実行後も含まれる）に、当該措置の内容を変更しようとするときは、当該変更を届け出なければならない（新第 27 条の 4 第 1 項・新第 28 条の 4 第 1 項）。

³ CISTEC 解説（外為法における対内直接投資管理制度の見直し（答申）2026 年 1 月 21 日）
https://www.cistec.or.jp/service/z_tainai/20260121.pdf#page=4

(ロ) 当局による国の安全等に係る対内直接投資等の当該措置の修正勧告・修正命令等

事前届出又は変更の届出（投資禁止期間中の自発的な修正）に対する審査により、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得が国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当する場合、当該措置の修正を勧告することができ、当該勧告に従わない場合、当該措置の修正を命ずることができる（新第 27 条第 5 項・新第 27 条第 10 項等）。

また、変更の届出（投資禁止期間満了後の修正）に対する審査により、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得が国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当する場合、当該変更の中止を勧告することができ、当該勧告に従わない場合、当該変更の中止を命ずることができる（新第 27 条の 4 第 2 項・新第 28 条の 4 第 2 項）。

(ハ) 執行面の整備（当局による当該措置を講じていない場合等の株式等の処分等の命令）

届け出た当該措置を講じていない場合や、当該措置の修正や変更の中止の勧告に従わず、又はその命令に違反した場合、取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる（新第 29 条第 1 項・第 5 項・第 6 項）。

【参考：答申抜粋】

- 外国投資家は、審査の過程で、リスク軽減措置の追加・修正の届出を提出することができることとした上で、投資禁止期間は、当初の届出が受理された日を起点とし、審査の期間に対する予見可能性を担保することが適当である。ただし、投資禁止期間の終了間際に追加・修正の届出があった場合には、審査に必要な期間として 14 日間程度投資禁止期間が延長されることとすることが適当である。
- 財務大臣及び事業所管大臣が必要と認める場合には、投資内容の変更・中止に加え、特定のリスク軽減措置を講じることについても勧告・命令できることを明確化することが適当である。
- 届け出たリスク軽減措置を投資実行後に変更しようとする場合には、あらかじめ当該変更を届け出なければならないこととすることが適当である。その上で、改めて審査を行い、必要な場合にはリスク軽減措置の変更の中止や新たなリスク軽減措置を勧告・命令できることとすることが適当である。
- 届け出たリスク軽減措置を実施していない外国投資家に対し、投資により取得した株式等の処分等を命ずることができることとすることが適当である。

② 間接投資規制の導入

事前届出を行った外国投資家が事後的に別の外国投資家（間接取得者）に買収されることで、我が国企業の株式を間接的に取得することとなる間接投資について、答申を踏まえ、新たに間接投資規制が導入された（導入背景は過去の解説をご参照）。

次に掲げる行為を「対内直接投資等」（第 26 条第 2 項）に該当する行為に追加される。

(イ) 直接保有法人等の議決権の取得

直接保有法人等（日本企業の株式等を所有し、保有する外国法人等（新第 26 条第 5 項）をいい、その親会社は含まれない）のうち、一定の直接保有法人等（新第 26 条第 2 項第 9 号イ～ハ）の議決権の取得で、

- ・間接取得者が直接に保有する当該直接保有法人等の議決権の数と、
- ・間接取得者の子会社（間接取得者によりその議決権総数の 50%以上を直接に保有されている法人）その他の間接取得者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係を有する法人（政令で定めるもの）が直接に保有する当該直接保有法人等の議決権の数とを
合計した議決権の数が新たに 50%以上となる取得が規制対象となる。

【規制対象となるケース】

例えば、日本企業 A の株式を保有している B 国企業（直接保有法人等）の議決権について、その議決権の 50%を C 国企業が D 国企業（間接取得者）に対して譲渡する場合などが規制対象となる。

他方で、答申では、直接保有法人等が日本企業の 1%以上の議決権を保有している場合に、間接取得者に事前届出を義務付けることを原則とする一方で、典型的に審査の必要性が高い間接取得者（事前届出免除制度を利用できない外国投資家が間接取得者）以外の間接取得者については、直接保有法人等が保有する日本企業の議決権が 50%以上の場合に限定して規制対象とすることが適当であるとされている。逆に言えば、直接保有法人等の議決権を 50%以上取得する場合であっても、間接取得者の属性（審査の必要性）によってはそれが規制対象外となるという考え方が示されている。

この点について、改正法（新第 26 条第 2 項第 9 号ロ及びハ）では、対象となる直接保有法人及び間接取得者等の属性に着目し、直接保有法人等及び間接取得者等が「所有する株式の数を合計した純株式数が上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が 100 分の 1 を下らない率で政令で定める率以上」（議決権にあっては、「保有する議決権の数を合計した純議決権数が上場会社等の総議決権に占める割合が 100 分の 1 を下らない率で政令で定める率以上」）となる場合に規制対象となるとされ、その詳細は、今後、政令において答申を踏まえた内容が規定されることとなると想定される（他方で、非上場会社の場合、直接保有法人等が所有する閾値の条件はない（新第 26 条第 2 項第 9 号イ））。

(ロ) 役員を選任に係る議決権の行使

一定の直接保有法人等（新第 26 条第 2 項第 10 号イ～ハ）、その親会社（当該直接保有法人等の議決権総数の 50%以上を直接に保有している法人）、又はその他の直接保有法人等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係を有する外国法人等（政令で定めるもの）の役員を選任議案に係る議決権の行使であって、議決権行使者及びその役員その他の関係者（政令で定め

る者)が新たに当該選任に係る法人等の役員又は役員で代表する権限を有するものの過半数を占めることとなる場合が規制対象となる。

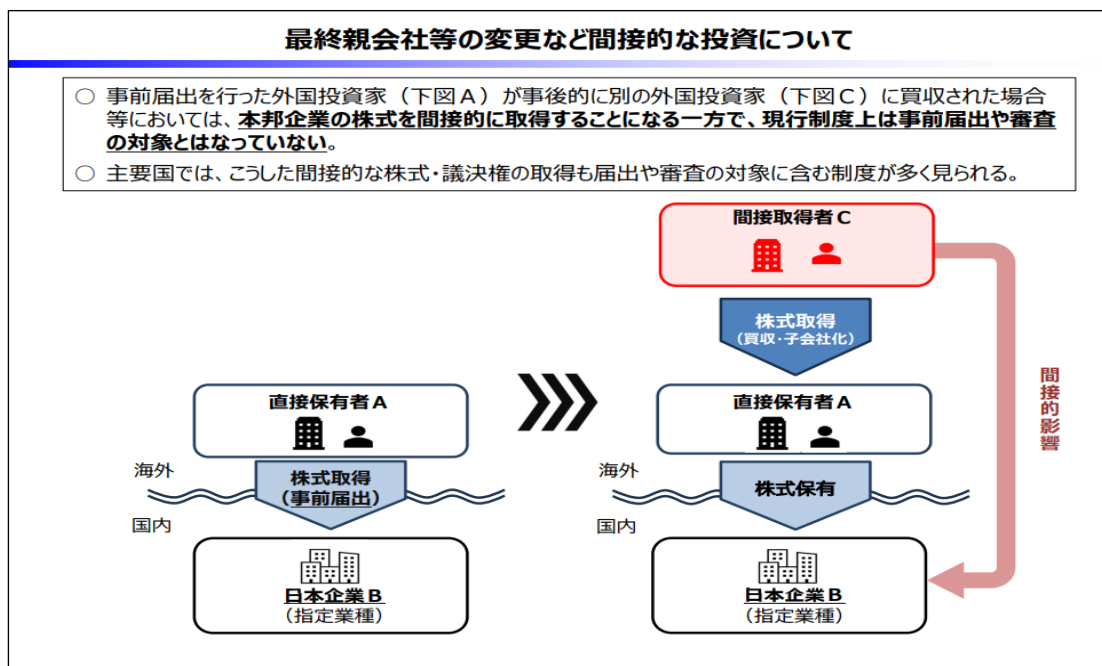
【規制対象となるケース】

例えば、日本企業 A の株式を保有している B 国企業（直接保有法人等）の役員の選任に係る議決権の行使で、当該議決権行使者（C 国企業）の役員が B 国企業の役員の過半数を占めることとなる議案についての議決権行使などが規制対象となる。

他方で、改正法（新第 26 条第 2 項第 10 号ロ及びハ）において、対象となる直接保有法人等の属性として、上記（イ）の議決権の取得と同様、直接保有法人等及び議決権行使者等が「所有する株式の数を合計した純株式数が上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が 100 分の 1 を下らない率で政令で定める率以上」（議決権にあつては、「保有する議決権の数を合計した純議決権数が上場会社等の総議決権に占める割合が 100 分の 1 を下らない率で政令で定める率以上）」となる場合とされ、その詳細は、今後、政令において規定される（他方で、非上場会社の場合、直接保有法人等が所有する閾値の条件はない（新第 26 条第 2 項第 10 号イ））。

(ハ) 執行面の整備（直接保有法人等に対する日本企業の株式等の処分等の命令）

直接保有法人等による日本企業の株式等の所有や、議決権の保有について、国の安全を損なう等の事態を生ずるおそれが現に生じており、上記（イ）及び（ロ）の行った外国投資家に対する命令では、当該おそれをなくすることが著しく困難である場合、直接保有法人等に対し、所有等する日本企業の株式等について、全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる（新第 29 条第 9 項）。



【参考：答申】

- 間接取得者による、直接保有者の50%以上の議決権を取得する行為、間接取得者の関係者が直接保有者の役員の大半数を占める行為その他これらに類する行為を対内直接投資等の定義に加えることが適当である。
- 現行制度において事前届出義務が生じる本邦企業の1%以上の議決権等を直接保有者が保有している場合に、間接取得者に事前届出を義務づけることを原則とすることが適当である。ただし、典型的に審査の必要性が高い間接取得者（すなわち、事前届出免除制度を利用できない外国投資家が間接取得者）に当たる場合）以外については、直接保有者が保有する本邦企業の議決権等が50%未満の場合には、手続を不要とすることが適当である。
- 実効性を確保する観点から、間接取得等について必要な事前届出がなされなかった場合を確実に捕捉するため、直接保有者に対し、自らの親会社等の変更が生じた場合の事後報告を求めることが適当である。また、間接取得者に対する命令によっては国の安全等に係るリスクに対応することができない場合には、直接保有者を名宛人として、必要な措置を命ずることができることとすることが適当である。

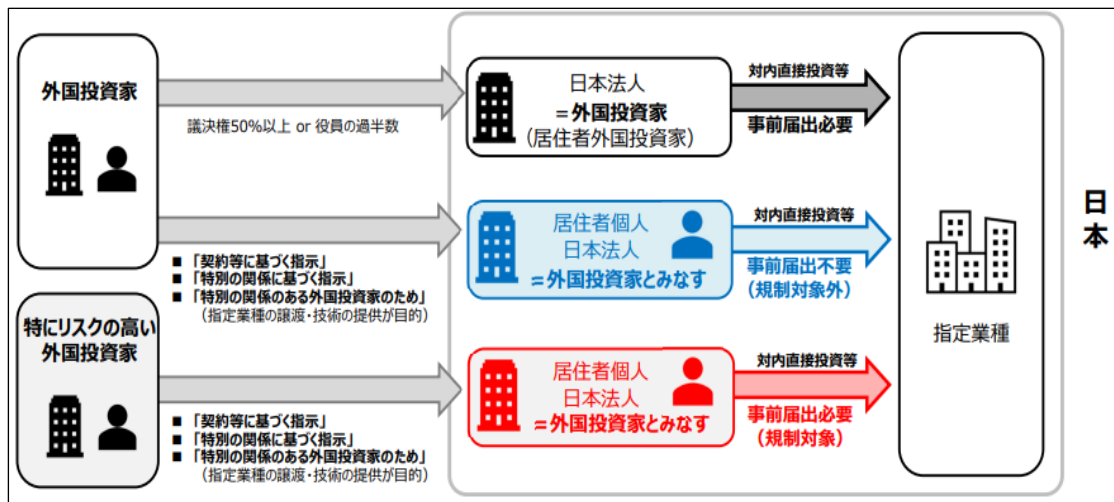
③ 非外国投資家による投資の潜脱防止（みなし外国投資家の拡大）

現行制度においては、みなし外国投資家の制度（第27条第14項）によって、日本企業においても、「外国投資家（非居住者等）のために行う（＝外国投資家の計算において行う）」指定業種への投資は、日本企業を「外国投資家とみなして」事前届出義務が課されている。

今般、これまでの基準に該当しない国内投資家について、「外国投資家の計算において行う」場合に加えて）規制の潜脱を防止するため、非居住者等のために当該非居住者等の名義によらないで行う以下の投資について、日本企業等を外国投資家とみなして、対内直接投資等の規制対象とされた。

- ・非居住者等（第26条第1項各号に掲げる者）との契約に基づき行われるもの（政令で定めるもの）（新第27条第14項第2号）
- ・外国の法令その他これに類するものに基づき行われるもの（政令で定めるもの）（新第27条第14項第2号）
- ・当該非居住者等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の特別な関係にある者（政令で定める者）により行われるもの（政令で定めるもの）（新第27条第14項第3号）

この点について、答申では、リスクに応じた制度設計を行う観点から、新たに外国投資家とみなす者が行う投資のうち、「典型的に審査の必要性が高く事前届出免除制度の利用ができない非居住者等の支配・影響下にあるものに限って事前届出の対象」とすることが適当であるとされ、その詳細は、今後、政令において答申を踏まえた内容が規定されることとなると想定される。



出典：関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会（2025年12月12日）配布資料

（財務省サイト）https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/proceedings/material/20251212_4.pdf

【参考：答申】

- 外国投資家以外の者が「非居住者等の計算において」投資を行っている場合に加えて、以下のように、非居住者等の支配・影響下において、実質的に一体となって投資を行っていると認められる場合には、外国投資家以外の者を外国投資家とみなすこととすることが適当である⁴。
 - ①非居住者等との契約等に基づいて、当該非居住者等からの指示により投資を行うとき
 - ②非居住者等と特別の関係⁵にある者が、当該非居住者等からの指示により投資を行うとき
 - ③非居住者等と特別の関係にある者が、当該非居住者等に対して、指定業種に係る事業の譲渡・技術の提供を目的として投資を行うとき
- この際、規制の潜脱防止という目的に照らして、リスクに応じた制度設計を行う観点から、新たに外国投資家とみなす者が行う投資のうち、典型的に審査の必要性が高く事前

⁴ 議決権の行使を非居住者等が行うなど、非居住者等が事前届出の義務を負う場合にまで、外国投資家以外の者を外国投資家とみなすものではない点に留意。

⁵ 「特別の関係」とは、雇用関係、親族関係及び永続的な経済関係等をいう。

届出免除制度の利用ができない非居住者等の支配・影響下にあるものに限って事前届出の対象とすることが適当である。

④ 非指定業種への投資に対する報告徴収等（事後的な対応）

非指定業種への投資については、諸外国の例を踏まえ、国の安全に係るリスクに対応するものとして、事前届出の対象外であっても政府が国の安全保障上必要があれば事後的に介入し、必要に応じて株式売却命令などを行うことができる制度の整備が答申されていた。

今般の改正については、これを受け、主に以下の改正がなされている。

(イ) 国の安全に係る非指定業種への対内直接投資等に対する報告徴収

外国投資家が行った非指定業種への対内直接投資等又は特定取得であって、将来において国際情勢の変化その他の事由により国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当するおそれが大きいもの（政令で定めるもの）について、特に必要があると認めるときは、当該外国投資家に対し、事業の目的、株式所有数その他の事項（政令で定めるもの）の報告を求めることができる（新第29条の2第1項）。

この点について、答申では、投資家の予見可能性と法的安定性の確保の観点から、報告等の対象は、「典型的に特にリスクが高い外国投資家による株式・議決権の10%以上の取得等に限定した上で、遡及可能期間の制限（諸外国の例を踏まえ5年程度）を設ける」ことが適当であるとされ、その詳細は、今後、政令において答申を踏まえた内容が規定されることとなると想定される。

(ロ) 国の安全に係る対内直接投資等への株式等の処分等の勧告

報告に基づき、国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該投資等により取得した株式等の全部又は一部の処分その他必要な措置を勧告することができる（新第29条の2第2項）。

報告の求めに対し、外国投資家が正当な理由なく求めに応じない場合等は、同審議会の意見を聴いて、当該投資等により取得した株式等の全部又は一部の処分その他必要な措置を勧告することができる（新第29条の2第3項）。

(ハ) 勧告に従わない場合の株式等の処分等の命令

上記（ロ）の勧告に従わない場合、当該投資等により取得した株式等の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる（新第29条の2第6項）。

(ニ) 国の安全を損なう事態を生じるおそれが著しく大きいものに対する緊急措置

報告に基づき、当該投資等が国の安全を損なう事態を生ずるおそれが著しく大きいため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、勧告等を経ることなく、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、新たに対内直接投資等を行わないことその他の国の安全を損なう事態の発生を

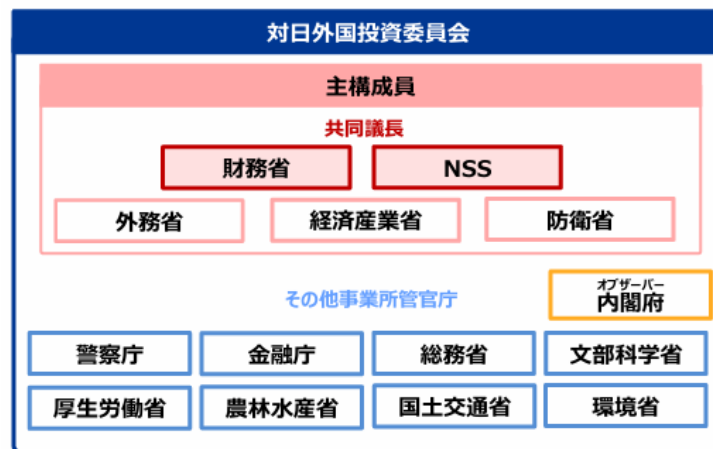
防止するための必要な措置（政令で定める措置）をとるべきことを命ずることができる（新第29条の2第9項）。

この点について、答申では、外国投資家の投資財産保護の観点から、命令することができる措置については、株式・議決権の追加取得の禁止や事業の譲渡・廃止提案の禁止等、国の安全を損なうおそれに対応するため真に必要なものに限ることが適当であるとされている。

⑤ 対日外国投資委員会（日本版 CFIUS）の設置

財務大臣及び事業所管大臣は、事前届出対象の対内直接投資等又は特定取得や、非指定業種に対する報告徴収に係る当該投資等について、国の安全等に係るものであるかどうか等を確認するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣、外務大臣その他の関係行政機関の長の意見を求めなければならない（新第69条の4）とされ、これまでの財務大臣及び事業所管大臣以外に、様々な政府機関への意見を求めることとなり、国家安全保障局（NSS）や国家情報局など含め、日本の国家安全保障業務を所管する当局との省庁横断的な体制の構築により、対内直接投資等の審査を連携して行うことができる枠組みが整備されている。

6月29日には、財務省及び内閣官房（国家安全保障局）を共同議長、外務省、経済産業省及び防衛装備庁を主構成員とする対日外国投資委員会が正式に設置⁶されている。



出典：対日外国投資委員会について（資料2）（財務省サイト 2026.6.29 対日外国投資委員会開催資料）

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/contents/pdf/20260619131155_2.pdf

3. まとめ

今般の外為法改正は、答申を踏まえた内容が法文に具体化された形である。

⁶ 対日外国投資委員会（JFIC：Japan Foreign Investment Committee）（財務省サイト 2026.6.29）

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/fdi/20260618215004.html

リスク軽減措置の明確化（これに伴う勧告・命令等の執行面の措置）、間接投資規制の導入、非指定業種に係る投資への事後的な対応、みなし外国投資家の拡大など、昨今の国際情勢に鑑み、技術流出を防止するための様々な措置がなされている。

対日外国投資委員会（日本版 CFIUS）の関連規定も整備され、財務大臣及び事業所管大臣は、内閣総理大臣、外務大臣その他の関係行政機関の長の意見を求めなければならないとされ、国家安全保障局（NSS）をはじめとする安全保障関連部局等と協力して審査を行う省庁横断的な体制を強化など執行面の観点から対内直接投資審査の強化が図られている。

他方で、対内直接投資規制において、答申において、投資の健全な発展を阻害しないよう、技術流出の防止等の観点とのバランスを取ることが重要であり、「健全な対内直接投資の促進と経済安全保障の確保は相反する概念ではなく、外為法はこれらの両立を本旨としている」ともされている。

このような観点を基本原則としつつ、昨今の国際情勢等も踏まえた対応など、バランスを取りながら、今後の政令の関連規定の整備や、運用がなされていくことが重要である。

以上